

別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

令和 7 年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				周縁地下水井戸①											
試料採取した年月日				R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20									
水質検査結果の得られた年月日				R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4									
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-									
	電気伝導率	mS/m	-	52.4	46.4	54.2									
	2 または塩化物イオン	mg/L	-	100	82.7	88.5									
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-									
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-									
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-									
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	5 六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-									
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-									
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-									
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-									
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-									
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-									
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-									
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-									
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-									
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-									
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-									
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-									
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-									

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

令和 7 年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				周縁地下水井戸②											
試料採取した年月日				R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20									
水質検査結果の得られた年月日				R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4									
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-									
	電気伝導率	mS/m	-	17.9	21.2	24.2									
	または塩化物イオン	mg/L	-	11.3	17.3	10.2									
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-									
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-									
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-									
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	5 六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-									
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-									
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-									
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-									
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-									
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-									
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-									
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-									
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-									
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-									
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-									
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-									
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-									
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-									

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

別紙3 放流水の水質検査結果

令和 7 年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設の放流ポンプ槽											
試料採取した年月日				R7.4.2	R7.5.2	R7.6.4									
水質検査結果の得られた年月日				R7.4.9	R7.5.13	R7.6.10									
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値												
その他	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-									
維持管理基準省令 別表第一(注2)	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-									
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-									
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-									
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-									
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	-	-	-									
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-									
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	-									
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-									
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-									
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-									
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-									
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-									
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-									
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-									
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-									
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-									
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-									
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-									
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-									
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	-									
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	-									
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	-	-	-									
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下	8	8	7.3									
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	1	<0.5	<0.5									
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	1.2	2.2	2									
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	<1	2	<1									
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-	-	-									
	34 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	-	-	-									
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-									
	36 銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-									
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-									
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.06	0.1	<0.05									
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-									
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-									
	41 大腸菌数	CFU/mL	日間平均800以下	<1	<1	<1									
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	4.2	4.7	4									
	43 磷含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	0.035	0.028	0.037									

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:年月日 結果の得られた年月日:年月日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。